

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡例

「金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
保険業法（平成七年法律第百五号）	保険業法
保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）	保険業法施行規則
保険会社向けの総合的な監督指針	監督指針
金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）	金サ提供法
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）	独占禁止法
個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）	個人情報保護法

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1.	—	<p>今般の各種法令・指針等の改定により、保険代理店に対する締め付け強化ばかりがなされ、保険会社への処置が無いように思える。</p> <p>そのため、保険会社と密接にやり取りを行う保険代理店側から保険会社を評価する制度を追加創設し、問題の早期発見・早期対応の足掛かりとすべきではないか。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>
2.	<p>Ⅱ-4-2-1(4)</p> <p>Ⅱ-4-2-9</p>	<p>Ⅱ-4-2-1(4)、Ⅱ-4-2-9の「中立的な第三者による評価」にいう「中立的な第三者」とは、具体的に何を指しているのか。</p>	<p>一概に回答することは困難ですが、例えば、その客観性・公平性・中立性が確保されている限りにおいては、一定の公共性を有し、かつ、全国規模で相当程度の人数を有する団体が主導する品質評価に関する枠組みについて、「中立的な第三者による評価」として活用することも有効であると考えられます。</p>
3.	<p>Ⅱ-4-2-1(4)</p> <p>Ⅱ-4-2-9</p>	<p>保険会社に対しては「検証に際しては、代理店監査等のほか、必要に応じて中立的な第三者による評価を活用することが望ましい。」と、代理店に対しては「実態等の把握に際しては、内部監査等のほか、必要に応じて中立的な第三者による評価を活用することが望ましい。」とあるが、いずれに関しても例えば業界団体主導の品質評価に関する枠組みなどの活用が有効と考えられるが、いかがか。</p>	
4.	Ⅱ-4-2-1(4)	<p>Ⅱ-4-2-1(4)(注)及びⅡ-4-2-9(注2)において、代理店監査等を通じた検証に関する注書きにおいて、「中立的な第三者による評価」の活用が推奨されている。</p> <p>この目的は代理店における体制整備や保険募集等の適切性を客観的に評価することであり、その目的に資する限り第三者の範囲に制限はないものの、損害保険業界において日本損害保険協会が設立した代理店業務品質評議会が運営する「代理店業務品質評価制度」が含まれるという理解でよいか。</p>	

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
5.	Ⅱ-4-2-1(4)	<p>Ⅱ-4-2-1(4)(注)において、「中立的な第三者による評価」の活用が推奨されている。</p> <p>当該「中立的な第三者による評価」は、損害保険業界において損害保険協会が設立を予定している第三者評価機関を指すものと理解している。一方で、同評価機関による代理店モニタリングの実施数には限りがあり、当該評価を受ける代理店と委託契約を締結していない保険会社は、評価結果の詳細を得られないため自社の代理店監査等に直接活用することが困難な場合が想定される。</p> <p>このような場合において、今後、第三者評価機関がウェブサイト等で公表する評価概要や評価の観点を、自社における代理店監査業務の指標として活用することも、当該注書きの趣旨に沿った対応として有効である、との理解でよいか。</p>	<p>中立的な第三者がウェブサイト等で公表する評価の概要や評価の観点を、自社における代理店監査業務の指標の参考として活用することも、代理店監査等の有効性を確保する一つ的手段ではあるものの、活用に当たっては、自社の保険商品の特徴・特性や代理店業務委託契約の内容等も踏まえる必要があると考えます。</p>
6.	Ⅱ-4-2-1(4)	<p>Ⅱ-4-2-1(4)(注)の「検証に際しては、代理店監査等のほか、必要に応じて中立的な第三者による評価を活用することが望ましい。」に関し、とりわけ特定大規模乗合保険募集人においては、第三者評価を活用する必要性がより高い、との理解でよいか。</p>	<p>特定大規模乗合保険募集人については、保険会社の営業上の配慮が働きやすく、保険会社による適切な管理・指導等を行うことができなくなっていたという問題を踏まえ、特定大規模乗合保険募集人における体制整備や保険募集等の適切性の検証等に際しては、中立的な第三者による評価を活用することが特に有効であると考えられます。</p>
7.	Ⅱ-4-2-9	<p>Ⅱ-4-2-9(注2)の「実態等の把握に際しては、内部監査等のほか、必要に応じて中立的な第三者による評価を活用することが望ましい。」に関し、とりわけ特定大規模乗合保険募集人においては、第三者評価を活用する必要性がより高い、との理解でよいか。</p>	<p>特定大規模乗合保険募集人については、保険会社の営業上の配慮が働きやすく、保険会社による適切な管理・指導等を行うことができなくなっていたという問題を踏まえ、特定大規模乗合保険募集人における体制整備や保険募集等の適切性に係る実態等の把握に際しては、中立的な第三者による評価を活用することが特に有効であると考えられます。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
8.	Ⅱ-4-4-3	<p>Ⅱ-4-4-3について、今回、不適切な保険金請求に対する審査の視点が導入されたが、2000年代の保険金の不適切な未払い問題に端を発する、通常の善良な保険契約者に対する適切な保険金の支払いのための保険会社の体制（「求められなければ払わない」といったものではないもの）として、あるべきものは、従前と変わらないという理解でよいか。</p> <p>また、今回の改正は保険会社が保険契約者に対して従来よりも困難な立証を求めて、保険金が支払われないようにすることを許容する趣旨でないという理解でよいか。</p>	<p>前段については貴見のとおりであり、今般の監督指針改正後においても、引き続き、保険金等支払管理態勢の構築に当たっては、保険金・給付金の不適切な不払いや付随的な保険金の支払い漏れの防止等も求められると考えます。</p> <p>後段については、保険金等不正請求の疑義がある場合等においては、追加的な関係書類等の提出等の対応を求める必要があると考えます。</p>
9.	Ⅱ-4-4-3	<p>当社は専門の企業保険代理店であり、「保険金」の取り扱いはないが、ここに定める保険金等の支払管理態勢には該当しないとの理解でよいか。</p>	<p>今般のⅡ-4-4-3の改正は、保険会社に対して、保険金不正請求事案の防止の観点も含めた適切な保険金等支払管理態勢の確立を求めるものです。</p> <p>ただし、保険代理店においても、本改正の趣旨のほか、Ⅱ-4-2-15-5及びⅡ-4-2-16も踏まえつつ、保険会社の保険金支払管理部門及び支払部門に対する不適切な介入など、保険会社における適切な保険金等支払管理態勢の確立を阻害するような事象の防止が図られる必要があると考えます。</p>
10.	Ⅱ-4-4-3	<p>Ⅱ-4-4-3に関して、今回の監督指針改正の趣旨は、損害保険業界において不正な修理費の見積りに基づく保険金請求により過大な保険金が支払われた事例が発生したことを踏まえ、着眼点に主に保険金等不正請求について追記することを通じ、保険会社が保険事業を行っていく上での適時・適切な保険金等の支払いの重要性について改めて確認しているものと理解している。</p> <p>これまで生命保険会社において行ってきた適切な保険金等支払に向けた取組みを必ずしも変更することが求められているものではな</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		いものの、改正後の着眼点等を踏まえて自社の保険金等支払管理態勢の構築に取り組んでいくことが求められると認識しているが、認識に相違ないか。	
11.	Ⅱ-4-4-3(2)	Ⅱ-4-4-3(2)全体について、専門的な事項、疑義のある事項について専門部門、専門家、上層部の関与判断が適切ではありつつ、保険金支払い管理コストの観点からの割り切り（コストをかけないことが結局全保険契約者のための責任準備金等を保全することにつながる場合がある）自体を否定するものではないという理解でよいか。	Ⅱ-4-4-3(2)に係る態勢をリスクベースで整備すること自体は否定されるものではないものの、保険金等不正請求事案により、保険料負担の増加をはじめとして保険契約者に不利益がもたらされることや、保険金等不正請求事案が看過された場合には、更なる保険金等不正請求事案にも発展し得ることも踏まえ、コストのみを判断要素とすることなく、保険金等不正請求事案の防止に資する適切な態勢整備を行う必要があると考えます。
12.	Ⅱ-4-4-3(2)	Ⅱ-4-4-3(2)①ウの「支払管理部門及び支払部門以外の第三者（保険金請求者や保険代理店等を含む）からの不適切な介入に影響されることなく保険金等支払いに係る判断がなされるものとなっているか」とは、支払管理部門・支払部門が、他の部門とウォールが敷かれることまで求められるものではない（営業部門からの問い合わせ等が禁じられるものではなく、不適切な介入を抑止するような体制が整っていれば足りる）という理解でよいか。	貴見のとおりですが、例示の「営業部門からの問い合わせ」等が不適切な介入とならないよう、支払管理部門及び支払部門において、適切なガバナンスが確立される必要があると考えます。
13.	Ⅱ-4-4-3(2)	Ⅱ-4-4-3(2)③イ.に関して、支払査定担当者に研修の受講を義務付ける場合も、受講を完了しなければ支払査定の業務に就けない訳ではなく、あくまで専門性の向上を不断に図ることを求める趣旨という理解でよいか。 また、全ての支払査定担当者が一律に全ての研修等を受講するのではなく、担当する保険種目や役割に応じて必要な研修を受講すれば足	いずれも貴見のとおりです。

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>りるという理解でよいか。</p> <p>上記のほか、「効果測定」については、定量的なデータによるものに限らず、定性的な測定も認められるという理解でよいか。</p>	
14.	Ⅱ-4-4-3(2)	<p>Ⅱ-4-4-3(2)③イの「保険金等不正請求手法に関する知識等の習得」にいう「知識等」のレベル感として当局はどの程度のものを想定しているのか。</p> <p>今般の中古車販売業者の手口を事例として周知する程度のことでよいか。</p>	<p>「レベル感」の意味するところが明らかではありませんが、自動車修理業における自動車保険に係る不正請求事例のみならず、火災保険や医療保険も含め、代表的な保険金等不正請求に係る事例や、これらの不正請求（不正な修理費の見積り等を含む）を把握・検知するための手法等を習得することが望ましいと考えます。</p>
15.	Ⅱ-4-4-3(2)	<p>Ⅱ-4-4-3(2)④ア.には、「不正請求の疑義に関する情報については、支払管理部門及び支払部門と営業部門の間も含め、関連部門間で適切な情報共有がされる態勢となっているか。」とあるが、不正請求の疑義や個別事案に関する情報をすべての関係部門に一律に共有する必要はなく、事案の特性等を踏まえ、必要な範囲で適切に共有すればよいという理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
16.	Ⅱ-4-4-3(2)	<p>Ⅱ-4-4-3(2)⑤ケ.にいう「関係者」には、社内の関係者だけでなく、保険金請求に関係する社外の関係者（契約者、被保険者、修理業者、修理工場等）も含まれるという理解でよいか。</p> <p>また、ここで求められるのは「専門的知識・技能を有する者が関与する」ことであり、保険金支払に係る最終的な判断を支払部門や支払管理部門の従業員が行うことは問題ないという理解でよいか。</p>	<p>いずれも貴見のとおりです。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
17.	Ⅱ-4-4-3(2)	<p>Ⅱ-4-4-3(2)⑤ケ.(ア)の改正の趣旨は、「保険金等不正請求事案を防止する観点からも、証跡の十分な検証を行う態勢が求められる」旨を着眼点として示すものであり、自社の体制整備状況に照らし、必ずしも追加の態勢整備を講じることを求めるものではないという理解でよいか。</p>	<p>Ⅱ-4-4-3(2)⑤ケ.(ア)の改正は、保険金等不正請求事案を防止するため、関係書類等（特に損害額の算出が必要な場合には、保険事故に係る証跡を含む）の十分な検証等を行い、保険金等不正請求事案等に係る過大な保険金支払を防止する態勢や、特に、疑義事案については、関係者の協力を得つつ、深度ある調査・検証を行う態勢の整備を求めるものです。</p> <p>上記を踏まえれば、特に証跡の十分な検証や関係者の協力を得られるようにする観点からは、自社のみならず、修理費の見積り等を行う者において、証跡の保存や調査への十分な協力がなされる体制が整備されているかを確認し、追加的な措置の要否を検討する必要がありますと考えます。</p>
18.	Ⅱ-4-13	<p>営業推進体制についての指針が追加された点について、生命保険業界では過去に過度の便宜供与問題が問題となり、不適切インセンティブがほとんどの会社で自肅されたものの、テレマーケティングの代理店支援に力を込めている一部の生保が品質手数料の位置づけで地銀に上乘せ手数料を支払うこと、大手訪問販売代理店には大手生保の子会社が見込み客リーズや広告料を多額に負担するという風に、実態は改善は十分ではなかった。</p> <p>今後も、代理店販売を担う担当役員は、目立たないようにグレーにやるよう指示を出すと思う。本部長以下が過度な便宜供与に消極的だと、営業担当部門がアクセルを止めてはいけないと叱るためである。</p> <p>こうした点を是正するために、金融庁と生保協会には頑張ってほしい。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
19.	Ⅱ-4-13	<p>今回のⅡ-4-13の新設は、「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」報告書において、経営陣からトップラインの維持とボトムラインの改善を同時に求められ、企業の交渉負担が過大になっていたことが、損害保険会社の保険料調整行為を行うインセンティブに繋がっていた、との指摘があった点を踏まえたものと認識している。</p> <p>Ⅱ-4-13においては、「あらゆるコンプライアンス・リスクに対応する観点から、」とされているが、ここでいう「あらゆるコンプライアンス・リスク」には、上記報告書で指摘されたリスクに止まらず、保険募集人による顧客意向に沿わない不正募集等も含まれるとの理解でよいか。</p>	<p>御指摘のとおり、「あらゆるコンプライアンス・リスク」には、保険募集人による顧客意向に沿わない不適切な保険募集等も含まれ、保険会社においては、営業部門から生じるあらゆるコンプライアンス・リスクに対応する必要があるものと考えます。</p>
20.	Ⅱ-4-13	<p>生命保険協会では、令和5年2月7日に「営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化に向けた着眼点」（以下「着眼点」）を制定しており、「着眼点」では、各社のビジネスモデルやリスク特性が異なることを踏まえ、プリンシプルとなる考え方や、プリンシプルの補足事項、参考となる取組などを各社に示し、その中で「人事・報酬（表彰）制度」や「経営陣の姿勢・主導的役割」にも触れている。</p> <p>各社のビジネスモデルやリスク特性が異なることを踏まえると、今般のⅡ-4-13で求められる対応は、一律、具体的な水準で求められるものではなく、上記「着眼点」の内容等も参考に、各社が、Ⅱ-4-13の内容も踏まえ、自主的に検討を行い、取り組んでいくことが求められるとの理解でよいか。</p>	<p>今般の監督指針の改正では、保険会社各社が、あらゆるコンプライアンス・リスクに対応する観点から、自らのビジネスモデルや販売戦略等を踏まえ、適切な営業推進態勢を構築したうえで、運用することを求めるものであって、保険会社各社に対し、一律な水準を求めるものではありません。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
21.	Ⅱ-4-13	<p>Ⅱ-4-13の「不適切なインセンティブとならない評価体系の運用」について、適切性の判断には、画一的な基準があるわけではなく、例えば「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」の報告書で指摘されているように、営業部門へのプレッシャーによりコンプライアンス上、不適切なインセンティブとなっていないかを、保険会社各社が検証し、判断することが求められているとの理解でよいか。</p>	<p>今般の監督指針の改正では、保険業界に対し、一律な水準を設けることを求めるものではなく、保険会社各社が、コンプライアンス・リスクを含めたあらゆる点に対応する観点から、自らのビジネスモデルや販売戦略等を踏まえ、適切な営業推進態勢を構築した上で運用し、検証することを求めるものです。</p>
22.	Ⅱ-4-13	<p>Ⅱ-4-13については、保険料調整行為事案（各大手損害保険会社が、特に企業向け保険の共同保険の組成過程において、入札前に保険料の事前調整を行うといった独占禁止法に抵触するおそれのある行為が幅広く行われていた事案であり、その背景として、保険会社における営業担当者への強いプレッシャーがあったことが指摘されている）も背景になると考えている。</p> <p>「職員に対する不適切なインセンティブとならない評価体系(営業目標、人事・業績評価等)の策定等を行い、適切に運用できているか。」という記載は、やや抽象的な目線のようにも思われるが、これは、営業推進について管理し、適切なプレッシャーを与えること自体を否定することができない中で、今回は、まずは、営業推進以外も「考慮」して人事評価することを周知して、今後の改善具合を見る、という発想との理解でよいか。</p>	
23.	Ⅱ-4-13	<p>Ⅱ-4-13①にいう「役職員に対する不適切なインセンティブとならない評価体系」について、評価体系にトップラインの目標を組み込むこと自体は、必ずしも「不適切なインセンティブ」を生じるとはいえず、評価体系において、トップラインの目標に偏重することによって、営業部門において「不適切なインセンティブ」が生じ得ると理解</p>	<p>保険会社が、評価体系にトップラインの目標を組み込むことを行った場合、直ちに同監督指針の趣旨に違反するものではありませんが、営業部門に不適切なインセンティブが生じないような評価体系を策定の上、適切に運用する必要があると考えます。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>している。</p> <p>そのため、トップラインの目標に偏重しない評価体系の策定や適切な運用が重要であると考えているが、いかがか。</p>	
24.	Ⅱ-4-13	<p>Ⅱ-4-13の「不適切なインセンティブとならない評価体系の運用」について、成果偏重は避けるべきであるとの前提で、「営業成績」や「営業部門表彰」などの結果が、人事評価に反映されること自体は否定されないという理解でよいか。</p>	<p>監督指針に記載のとおり、保険会社各社が、「不適切なインセンティブとならない評価体系の策定等」を検証のうえ、判断することが求められます。</p> <p>そのうえで、御指摘いただいた人事評価等のみをもって、適切な営業推進態勢ではないと直ちに判断することはできないと考えます。</p>
25.	Ⅱ-4-13	<p>Ⅱ-4-13の「不適切なインセンティブとならない評価体系の運用」について、「お客さま本位の業務運営」を実践するための活動（例えば苦情の削減）であれば、目標や評価を実施することも、不適切ではないとの理解でよいか。</p>	<p>なお、御指摘の評価体系を導入するに当たっては、コンプライアンス・リスクの発生の有無等も含めて、検証すべきと考えます。</p>
26.	Ⅲ-2-16(3)	<p>Ⅲ-2-16(3)②ア.(カ)の「伏在調査」とは何か。</p>	<p>ここでいう「伏在調査」とは、明らかになっていない不祥事件についての調査、特に、発生した不祥事件と同様又は類似の原因を有する不祥事件や、同一の事故者による不祥事件の有無についての調査等を指します。</p>
27.	Ⅲ-2-16(3)	<p>Ⅲ-2-16(3)②ア.(カ)に定める伏在調査に関しては、事案の内容や想定される影響範囲を踏まえ、伏在調査の実施主体（保険会社あるいは保険代理店）や調査範囲は個別に決定することでよいか。</p>	<p>伏在調査の実施主体や調査範囲については、一律に定められるものではなく、事案の内容や想定される影響範囲を踏まえ、事案に応じて適切に決定されるべきものと考えます。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
28.	Ⅲ-2-16(3)	<p>Ⅲ-2-16(3)②ア.(カ)及び同(3)②イ.(カ)においては、当該不祥事件の伏在調査は、あくまでも「当該不祥事件と類似の不祥事件」に限定されている。</p> <p>これは、不祥事件を惹起した者に関し、不祥事件届出の内容をふまえ、合理的に推定できる不祥事件類型を想定した伏在調査を行えば足り、それ以外の不祥事件類型も念頭に置いた調査を網羅的に行うことまでは求められていないという理解でよいか。</p>	<p>御指摘の記載については、類似の発生原因による被害が生じている可能性を踏まえた伏在調査の確実な実施を求める趣旨ですが、不祥事件の規模や態様等によっては、異なる発生原因による被害が生じている可能性を踏まえ、網羅的に調査範囲を検討した上で、必要な調査を実施することが望ましいと考えます。</p>
29.	Ⅲ-2-16(3)	<p>Ⅲ-2-16(3)②イ.(カ)により保険募集人に求められる伏在調査は、必ずしも保険会社が行う伏在調査と独立して行うことが求められているものではなく、適切に保険会社と連携しながら行うことが否定されているわけではないという理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
30.	V-4-1	<p>V-4の冒頭に、この指針が、保険仲立人と保険募集人及び金融サービス仲介業者との兼営等禁止並びに保険仲立人の誠実義務の趣旨に照らし保険仲立人の適切な業務運営を確保するために定めるとある。</p> <p>現実には子会社方式または持株会社方式を通して少なくとも保険仲立人と保険募集人（保険代理店）との「兼営」を行うことは実態としては一般化している。</p> <p>そうした実態からも、保険業法で禁止されているのは保険仲立人と保険募集人及び金融仲介サービス業者との「兼業」と「兼務」であると理解される。</p> <p>改めて保険業法における「兼営」、「兼業」、「兼務」の定義について明示いただきたい。</p>	<p>御質問の趣旨が明らかではありませんが、「兼営等禁止」とは、監督指針にも記載しているとおり、「保険業法第2条第25項、同法第275条第1項第4号、同法第279条第1項第7号、第10号及び第11号並びに同法第289条第1項第7号から第9号まで」の規定を指しています。</p> <p>保険仲立人は、上記規定の趣旨を踏まえ、適切な業務運営を確保する必要があると考えます。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
31.	V-4-1	<p>V-4 冒頭の「保険仲立人と保険募集人(保険業法第2条第23項に規定する「保険募集人」をいう。V-4において同じ。)及び金融サービス仲介業者との兼営等禁止(同法第2条第25項、同法第275条第1項第4号、同法第279条第1項第7号、第10号及び第11号並びに同法第289条第1項第7号から第9号まで)並びに保険仲立人の誠実義務(同法第299条)の趣旨に照らし、保険仲立人の適切な業務運営を確保するため、以下に掲げる事項に特に留意するものとする。」との記載、すなわち仲立人の募集人等との兼営禁止や、仲立人の誠実義務といった、仲立人と募集人の協業を予防的に差し控えるべき、という基本的な構造は、今回の指針改正でも(法律が変わらないので)、変わらないということか。</p> <p>それとも、元々、兼営禁止や誠実義務には重い意味はなく、それゆえ、今回の監督指針改正により、監督の目線が変わったため、扱いも大きく変わり得るということか。</p> <p>従前の実務において、指針に記載の「共同の行為」等とは別に、法律上の規定としての兼営禁止や誠実義務等から、仲立人と募集人の協業を差し控えるべきという意見が強かったため、そうした見解が今回の改正後も続き得るのか、という関心からの質問である。</p>	<p>今般の監督指針改正は、保険仲立人と保険募集人による同一の保険契約の共同取扱いを認めるものです。</p> <p>なお、共同取扱いを行う場合であっても、保険業法等の関係法令に則って適切に行う必要があると考えます。</p>
32.	V-4-1	<p>今般の協業の許容は、第一にそれにより顧客の利便の向上につながる事が目的であって、保険募集人が保険仲立人との協業により保険募集人に足りない機能や能力を補い顧客との取引関係の維持のみに資する協業は本旨ではないこと、第二に顧客の利便向上の為の協業であることを明確にするために、顧客の委託を起点に保険募集人の起用、業務役割分担とそれに応じた報酬割合等の調整が顧客主導で行われること、であると理解するが、この点についての行為規制が明示されていないが、どのようにして主旨の浸透を担保するのか。</p>	<p>御質問の趣旨が明らかではありませんが、今般の監督指針改正は、金融審議会「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」報告書における「保険仲立人の国内外の豊富なネットワークや専門的知見を活用し、顧客企業等に対して、より適切な保険プログラムの提供が可能となるよう、保険仲立人と保険代理店等の協業を認めるべき」との提言を受けたものです。</p> <p>なお、保険募集人とは、保険会社等の委託を受けて保険契約の締結の代理又は媒介を行う者等をいいます。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
			また、同一契約の共同取扱いを行う場合には、業務分担の内容について、V-4-1(2)①及び②の定めに基づいて、顧客又は保険会社等に説明し、同意を取得する必要があります。
33.	V-4-1	V-4 で使われている「保険募集」という用語は、保険業法第2条第26項（あるいはII-4-2-1(1)）に定める保険募集を指すことを確認したい。	貴見のとおりです。
34.	V-4-1(1)	V-4-1(1)に関する今回の改正は、2024年12月24日付で公表された金融審議会「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」報告書において、「保険仲立人と保険代理店等の協業を認めるべき」とされたことを受けたものと理解している。 かかる「協業」は、保険仲立人から保険代理店、あるいはその逆の「保険募集の委託」によることは引き続き認められないことを確認したい。	保険募集の再委託は、保険業法第275条第3項に基づき、内閣総理大臣の認可を受けない限り、禁止されています。 今般の監督指針改正により取扱いを明確化した「協業」においても、保険募集の再委託は認められません。
35.	V-4-1(1)	V-4-1(1)の「保険募集の委託」と同(2)④及び⑥の「保険募集事務の一部の引継ぎ又は代行」について、それぞれどのような意味で用いていて、両者はどのような関係にあるのか確認したい。	「保険募集の委託」は、保険会社等、保険募集人、保険仲立人又は金融サービス仲介業者等が、他の保険会社、保険募集人、保険仲立人、金融サービス仲介業者等に対して、保険募集を委託することを指し、「保険募集事務の一部の引継ぎ又は代行」は、保険募集に該当するような事務手続きを第三者に委託すること、すなわち、「保険募集の委託」の一類型を指すものと考えます。
36.	V-4-1(1)	V-4-1(1)①の注書きに、委託は原則禁止ながら「保険募集に該当しない事務手続き等は除く」とある。実態的・実務的には協業においては保険仲立人と保険募集人とが顧客の同意に基づき業務と責任を分担する際には両者間において「保険募集に該当する事務等」に関しても委託が許容されて然るべきと考えるが、そうした委託であっても許されないとするならばその理由・根拠は何か。	保険募集の再委託は、保険業法第275条第3項に基づき、内閣総理大臣の認可を受けない限り、禁止されている行為です。

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
37.	V-4-1(1)	<p>V-4-1(1)①の注書きにより「保険募集に該当しない事務手続等」は、委託の原則禁止から除外する旨規定されている。</p> <p>ここで「保険募集に該当しない事務手続等」と「保険募集に該当する事務手続」とはどのように区別するのかについて基本的な考え方を明示いただきたい。</p>	<p>御指摘の点は、「保険募集」に当たるか否かで判断されますが、「保険募集」への該当性については、II-4-2-1に基づき判断されるものです。</p>
38.	V-4-1(1)	<p>「保険募集に該当しない事務手続等」の対称に「保険募集に該当する事務手続等」があると思うが、これはV-4-1(2)④及び⑥にある「保険募集事務」と同義であるのか、それとも異なるものなのか。</p> <p>異なるものであるなら、それを分ける考え方は何か。</p>	<p>御指摘の行為は、同義であると考えます。</p>
39.	V-4-1(1)	<p>V-4-1(1)の注において保険募集に該当しない事務手続を保険仲立人から保険募集人に委託することができることが明確化された。この取扱いは従来から認められてきたものと考えるが、追記した意図を確認したい。</p> <p>また、ここでいう「保険募集に該当しない事務手続」とは、いわゆる募集関連行為や非募集行為等が該当すると理解してよいか。</p> <p>保険仲立人が保険募集人に委託する「保険募集に該当しない事務手続」として、想定しているものがあれば例示いただきたい。</p>	<p>V-4-1(1)の注書きを記載した趣旨は、保険募集に該当しない事務手続については、保険仲立人から保険募集人に委託できることを明確化する観点を踏まえてのものとなります。</p> <p>また、「保険募集に該当しない事務手続」は、様々なものがあり得るため、一概にお示しすることは困難ですが、例えば、保険仲立人が保険募集人に対し、募集関連行為等といった事務手続を委託することは許容されるものと考えます。</p>
40.	V-4-1(1)	<p>V-4-1(1)の注において保険募集に該当しない事務手続を保険仲立人から保険募集人に委託する場合、当該事務手続は保険仲立人からの委託業務であるため、その監督義務は保険会社に帰属しないことを確認したい。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
41.	V-4-1(1)	<p>V-4-1(1)の注の「保険募集に該当しない事務手続等」は、V-4-1(2)④の「保険募集事務」と排反である理解でよいか。</p> <p>また、保険仲立人が保険代理店に対して「保険募集事務」を委託することは、「保険募集事務」が保険募集の一部であることから、保険募集の再委託が禁止されていることに鑑み、引き続き禁止される理解でよいか確認したい。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
42.	V-4-1(1)	<p>報酬の源泉が、保険会社から支払われる手数料のみである場合、従来通り代理店手数料として保険代理店が受領したものの中から、保険募集人（保険代理店）と保険仲立人の事前の合意に基づき、代理店がその一部をブローカーに配分することは、一種の委託関係を意味することとなるため、委託の禁止規定の適用除外等などの措置が必要ではないかと考える。</p> <p>また保険仲立人が媒介手数料として保険会社から受領したものの一部を代理店へ支払うことも許容されることになる必要がある。</p> <p>こうしたことに対応するあめにもV-4-1(1)の保険募集の委託の禁止規定の適用除外を認める運用が望まれるが、いかがか。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p> <p>なお、保険仲立人が、保険募集人等に対して、保険募集の対価として手数料等を支払うことや、保険募集人等が、保険仲立人に対して、保険募集の対価として手数料等を支払うことは、内閣総理大臣の認可を受けない限り、保険業法第275条第3項に違反するものと考えます。</p>
43.	V-4-1(2)	<p>保険仲立人が保険募集人等と同一契約の共同取扱いを行う場合、幹事・非幹事の考え方は存在するか。</p> <p>また、幹事・非幹事の考え方が存在する場合、想定される業務量や業務分担割合を踏まえ、保険仲立人と保険募集人のいずれも幹事となることは可能であると考えてよいか。業務量や業務分担割合の多い方が幹事となるという理解でよいか。</p>	<p>今般の監督指針改正は、「幹事」又は「非幹事」に関する考え方を示すものではなく、保険仲立人と保険募集人が同一の保険契約の共同取扱いを認めるに当たっての考え方を示したものです。</p> <p>なお、共同取扱いを行う場合であっても、保険業法等の関係法令に則って適切に行う必要があると考えます。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
44.	V-4-1(2)	V-4-1(2)にいう「同一契約の共同取扱い」とは、同一契約の保険募集であって、保険仲立人等と保険募集人等とが共同して行うものであると考えてよいか。	貴見のとおりです。
45.	V-4-1(2)	保険仲立人の独立性に鑑み、保険仲立人等と保険会社とが共同して保険募集を行うことは想定し難いとするが、想定される事例があれば例示いただきたい。	今後、保険会社等と保険仲立人の協業の可能性があると考えます。 例えば、保険仲立人が、保険商品の選択にあたって必要と判断する場合において、保険仲立人と保険会社が顧客に対し、共同して情報提供や説明を行いながら、最適な保険商品を提供することも考えられます。
46.	V-4-1(2)	V-4-1(2)により、従来禁止されていた、保険仲立人と保険募集人との「同一契約の共同取扱い」が解禁されるが、一方、V-4-1(1)において、保険仲立人から保険募集人への保険募集の委託は引き続き禁止されている。 よって、「同一契約の共同取扱い」において、保険募集人が担う業務は、引き続き保険会社からの委託業務として担うべきもの、と理解してよいか。	貴見のとおりです。
47.	V-4-1(2)	保険会社からの委託業務として「同一契約の共同取扱い」を行う場合、同業務は保険仲立人から保険募集人への保険募集の委託とはみなされないことを確認したい。	保険募集人が、保険会社からの委託業務として「同一契約の共同取扱い」を行う場合には、保険募集人と保険仲立人が独立して各業務を行うため、保険募集の再委託とはならないと考えます。 なお、保険仲立人が、顧客から保険募集に関する一連の行為の委託を受け、保険募集人に対し、保険募集事務を再委託することは、「保険募集事務の一部の引継ぎ又は代行」に該当するため、保険業法第275条第3項に基づき、内閣総理大臣の認可を受けない限り、禁止されている行為です。

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
48.	V-4-1(2)	<p>V-4-1(2)により、保険仲立人と保険募集人とが「同一契約の共同取扱い」を行う際は、保険募集人は、保険会社からの委託業務として行うべきものであるため、その報酬である手数料は、保険会社が支払う必要があると理解してよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
49.	V-4-1(2)	<p>保険仲立人が顧客から受領した媒介手数料の一部から、代理店手数料を支弁することは認められないと考えてよいか。</p>	<p>同一契約の共同取扱いの中で、保険仲立人が顧客から共同取扱いにかかる保険募集に対する手数料を受領する場合であっても、代理店手数料については、顧客や保険仲立人からではなく、保険会社から支払われるべきと考えます。</p> <p>なお、保険仲立人が顧客から受領した手数料から保険代理店に対して金銭を支払うことは、保険募集事務以外の手続に関する委託手数料を支出する場合を除き、保険募集の再委託の疑義が生じかねないため、望ましくないものと考えます。</p>
50.	V-4-1(2)	<p>V-4-1(2)により、保険仲立人と保険募集人が同一契約の共同取扱いを行う場合の手数料について確認したい。</p> <p>保険会社が保険仲立人及び保険募集人に支払う手数料は、保険仲立人と保険募集人の業務量や業務分担割合を踏まえたものとして、保険会社と保険仲立人、保険会社と保険募集人、それぞれの間で合意した金額とするという理解でよいか。</p> <p>また、顧客が保険仲立人に支払う手数料は、保険仲立人と保険募集人の業務量や業務分担割合を踏まえたものとして、顧客と保険仲立人との間で合意した金額とするという理解でよいか。</p>	<p>保険会社が、保険仲立人及び保険募集人等の両者に対して手数料を支払う場合には、まずは、保険仲立人と保険募集人等が業務分担等を決定の上、保険会社は、保険仲立人及び保険募集人等とのそれぞれの間で手数料等の金額を決定することが望ましいと考えます。</p> <p>また、顧客が保険仲立人に対し、手数料等を支払う場合には、まずは、保険仲立人と保険募集人等が業務分担等を決定の上、顧客と保険仲立人との間で、当該業務における手数料等の金額を決定することが望ましいと考えます。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
51.	V-4-1(2)	1つのリスクに対するリスクマネジメントの解として、複数の保険を契約する場合、契約1を仲立人が媒介し、契約2を代理店が取り扱うようなケースが考えられる。これは、V-4-1(2)にいう「同一契約の共同取扱い」に含まれないと理解してよいか。	今般の共同取扱いは、一つの保険契約を対象とするものを想定しているため、御質問の事例は、「同一契約の共同取扱い」に含まれないものと考えます。
52.	V-4-1(2)	保険仲立人と保険募集人が同一契約に関し様々な連携を図ることが今後想定されるなか、例えば保険仲立人等がリスクマネジメント関連サービスのみを提供し、保険の媒介には携わず、保険募集は保険募集人が全て講ずるようなケースについてはV-4-1(2)にいう「同一契約にかかる共同取扱い」には該当しない理解でよいか。	貴見のとおりです。
53.	V-4-1(2)	保険仲立人がV-4-1(2)にいう「同一契約の共同取扱い」を行う場合、契約者に提案できる保険会社が、共同取扱を行う保険代理店の所属保険会社に限定されることがあり得る。 この場合、保険仲立人の誠実義務、特にV-5-3(2)の「自己が知り得る保険商品の中から顧客にとって最も適切と考えられるものを、理由を明らかにして助言するものとする」との規定に照らして留意すべき観点を確認したい。	保険仲立人は、顧客にとって最適な商品を助言する義務が課せられているため、保険募集人等が仲立人の想定している保険商品を取り扱っていない場合には、同一契約の共同取扱いを行うことはできないものと考えます。
54.	V-4-1(2)	V-5-3(2)の趣旨を踏まえると、保険仲立人が保険募集人とV-4-1(2)にいう「同一契約の共同取扱い」を行う場合も、保険商品の選択に係る助言は必ず保険仲立人が行うことが求められるか。	保険商品の選択に係る助言は、保険仲立人等が行うことを想定しております。 なお、場合によっては、保険仲立人等と保険募集人等が共同して行うことはあり得ると考えますが、その場合には、それぞれの助言の責任を顧客に明示の上、説明状況を記録しておく等、同助言の責任の主体を明確化することが必要であると考えます。

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
55.	V-4-1(2)	<p>保険仲立人と保険募集人が、V-4-1(2)にいう「共同の行為」を行った場合の手数料支払いについて、保険募集人に対しては保険会社から支払われるが、保険仲立人は①保険会社より支払いを受ける、②契約者より支払いを受ける、③双方から支払いを受けると選択できると思われる。</p> <p>全般の契約の流れが煩雑になることが予想される為、協業の場合は手数料支払い方法も合わせた方が良いのではないかと考えるがいかか。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p> <p>なお、御指摘の協業における手数料の支払い方法については、保険会社、保険募集人及び保険仲立人が十分に協議の上、決定すべきと考えます。</p>
56.	V-4-1(2)	<p>保険仲立人と保険募集人が同一契約の共同取扱いを行う場合において、保険仲立人と保険募集人で手数料の受領方式が異なることも認められるのか。</p>	<p>御指摘の協業における手数料の支払い方法については、保険会社、保険募集人及び保険仲立人が十分に協議の上、決定すべきと考えます。</p>
57.	V-4-1(2)	<p>例えば保険仲立人が媒介に係る手数料を顧客に請求するケースでは、保険仲立人は顧客から手数料を、保険募集人は保険会社から手数料をそれぞれ別の方式で受領することになるという理解でよいか。</p>	
58.	V-4-1(2)	<p>「保険仲立人等」と「保険募集人等」が同一契約の共同取扱いを行う場合に、「保険仲立人等」が顧客に手数料を請求することは可能か否か。</p> <p>同一契約で手数料支払方法が異なることへの顧客理解の困難さ等を招くことから不可と考えてよいか。</p>	<p>御指摘の協業における手数料の支払い方法については、保険会社、保険募集人及び保険仲立人が十分に協議の上、決定すべきと考えます。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
59.	V-4-1(2)	V-4-1(2)①及び②にいう「同一契約の共同取扱い」に関して、保険会社が事前に同意した場合でなければ、保険仲立人等と保険募集人等にて同一契約の共同取扱を行うことはできないとの理解で認識相違ないでしょうか。	御理解のとおり、同一契約の共同取扱いを行う場合には、顧客の誤認防止や、保険会社が保険募集人等の業務を適切に把握する観点から、保険会社の事前同意が必要と考えます。
60.	V-4-1(2)	保険仲立人等と保険募集人等により同一契約の共同取扱を行った旨の連絡を受けたものの、V-4-1(2)①及び②の措置が行われていなかった場合には、保険会社としては、保険仲立人等あるいは保険募集人等による単独取扱として対応すれば足りるとの理解で認識に相違はないか。	V-4-1(2)①及び②の措置が行われていない場合には、保険仲立人等と保険募集人等による共同取扱以外の方法にて、顧客ニーズに応じた適切な対応を行っていただく必要があると考えます。
61.	V-4-1(2)	今般改正により対象となる「協業」は、顧客の委託を受けて契約の締結の媒介を行う保険仲立人と保険会社の委託により保険会社の為に契約の締結の媒介または代理を行う保険募集人とが、その立場の違いにも拘わらず顧客の利便を高めるために、顧客の要望・同意のもとに同一契約の共同扱を行うものであると理解している。 その主旨に即せば、同一契約の共同扱のうち、現在、募集人同士の間で慣行的に行われている責任・役割分担に必ずしも連動しない分担（扱い保険料を分割してそれに応じた手数料を分割するいわゆる「代理店分担」）を是認して保険仲立人と保険募集人との間でも許容拡大するものではないと理解するがそれでよいか。	今般の監督指針改正は、保険仲立人と保険募集人が同一の保険契約の共同取扱いを認めるものです。 なお、お尋ねの「代理店分担」の定義が必ずしも明らかではありませんが、共同取扱いを行う場合には、保険業法等の関係法令に則って適切に行う必要があると考えます。
62.	V-4-1(2)	同一契約の共同取扱いを行う場合、実態的には募集の一連の業務行程の一部の行程や役務の提供を顧客の委託を受けた保険仲立人が保険募集人（保険代理店等）に委託することは合理的である。その結果、保険仲立人と保険募集人（保険代理店等）とがそれぞれ得意な業務や役務の提供を担うことにより、顧客に対してよりよいサービスの提供が可能になるものとする。	貴重な御意見として承ります。 なお、保険募集の再委託は、保険業法第275条第3項に基づき、内閣総理大臣の認可を受けない限り、禁止されている行為です。

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>したがって、協業に関する顧客の要望や同意がある場合には、保険仲立人から保険募集人への一部業務の委託によって契約者の保護に欠けるおそれはなく委託を禁止する保険業法 275 条第 3 項の適用対象外とされるべきであるが、それにもかかわらず委託を協業においても禁止する理由は何か。</p>	
63.	V-4-1(2)	<p>保険契約の締結の媒介において保険金額の設定や補償範囲や内容などの引受判断に必要な顧客に係る情報の共有も協業する場合は必須となる。</p> <p>顧客が協業を要望し同意する場合は、情報の共有については、そもそも同意の前提であることから、V-5-3(5)の規定には抵触しないと理解して良いか。</p>	<p>情報共有を行う場合には、個人情報保護法等の観点から、別途明示的に事前の同意を得る必要があると考えます。</p>
64.	V-4-1(2)	<p>V-5-3(5)においては、顧客の個別の同意がある場合を除いて、保険仲立人と保険募集人の間での顧客非公開情報の提供が禁じられているが、V-4-1(2)①において、協業を行う際に、顧客に対して説明の上、同意取得した場合には、顧客の非公開情報の当事者間での共有を目的とする情報提供についても同意を得られたものとして良いか。</p> <p>それとも非公開情報の提供については、協業の同意とは別に同意取り付けが必要となるのか。</p>	

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
65.	V-4-1(2)	<p>V-4-1(2)①イ. 及び②の「保険仲立人等と保険募集人等との間で合意した業務分担の内容（想定される業務量や業務分担割合も含む）」について、事前に顧客及び保険会社の同意を取得するとしても、実務上、業務が進む中で変更が生じてくることも想定される。</p> <p>その場合には、都度改めて顧客及び保険会社に説明の上、変更後の内容にて逐次同意を再取得する必要まではないと理解するがそれで良いか。</p>	<p>原則として、保険媒介業務の前に、顧客及び保険会社の同意を取得する必要があると考えますが、保険媒介業務中において、業務範囲の変更がなされた場合には、その都度、遅滞なく、顧客及び保険会社に対して説明のうえ、同意を取得する必要があると考えます。</p>
66.	V-4-1(2)	<p>V-4-1(2)①イ. 及び②に関して、「保険仲立人と保険募集人との間で合意した業務分担の内容」については、定性的に分担内容を定めることができたとしても、想定される業務量や業務分担割合をあらかじめ定量的に定めることは極めて困難である。また、最終的な業務量や業務分担割合が当初の想定と大きく異なることも想定される。</p> <p>業務量や業務分担割合の説明については当事者間での協議・合意に委ねられるものとして差し支えないか。</p>	
67.	V-4-1(2)	<p>V-4-1(2)①及び②において同一契約の共同取扱いが認められる保険仲立人等とは関係募集人の有無等を問わず全ての保険仲立人を対象とし、また保険募集人についても企業内代理店、大型乗合代理店等の種類に関わらず全ての保険募集人を対象とするものと理解して良いか。</p>	<p>今般の同一契約の共同取扱いは、保険募集人等と保険仲立人との間で認めるものであって、対象は限定しておりません。</p>
68.	V-4-1(2)	<p>V-4-1(2)①において、「保険募集人等」には「保険募集人」と「保険会社等」を含めているが、保険会社等の主な業務は保険の引受けであり、引受に募集も含まれるとする考え方もあるが、協業はあくまで保険仲介業者間のものであることから、保険会社等と保険募集人と区別すべきと考えるが、保険会社を保険募集人等を含めて保険仲立人との協業の相手方にした理由は何か。</p>	<p>今後、業務の内容等によっては、保険会社等と保険仲立人等が保険契約の共同取扱いが生じる可能性もあるため、保険会社等も含め、保険仲立人との保険契約の共同取扱いを認めたものです。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
69.	V-4-1(2)	<p>V-4-1(2)①において、保険募集人等に保険会社等を含めている論拠に共同保険（＝共同引受）の取扱いを想定しているのか。</p> <p>日本損害保険協会が独自に主張している共同保険（＝共同引受）のアレンジャー方式において、保険会社等がアレンジャーの役割を担うとすれば、本来、アレンジャーの役割を担うのは顧客の委託を受けて保険媒介業務を行うことを本業とする保険仲立人であるべきであり、このポジションに保険会社等が入ることで全体の保険の組成が第三者による客観的な視点がないまま保険会社等によって意図的にコントロールされ、結果として顧客の利益につながらない可能性があるのではないかと思うが、いかがか。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>
70.	V-4-1(2)	<p>V-4-1(2)①において、顧客の代理である保険仲立人等は顧客に対して、同(2)②において、保険会社の代理である保険募集人は保険会社等に対して、それぞれ共同の行為に対する説明責任を負うというのが規定の趣旨だと理解する。</p> <p>この時、保険募集人が事前に合意した業務分担を履行せず、結果として全体の保険の組成が行われずに顧客が不利益を被ることとなった場合、保険募集人の行為の結果についてまで保険仲立人が責任を負うことはないという理解するがそれで良いか。</p>	<p>法令上の義務や損害賠償責任の主体については、個別具体的な事案に即して判断されるため、保険仲立人又は保険募集人が法令上の義務を果たしたことをもって、直ちにもう一方の義務や損害賠償責任が免除されることにはならないと考えます。</p>
71.	V-4-1(2)	<p>双方の立場や業務範囲に関する同意が得られるという前提にたっても、協業により保険契約が成約に至った場合に、保険仲立人宛報酬と保険募集人（代理店）宛報酬は、それぞれの業務範囲に基づいて、別々に保険会社（あるいは顧客）から支払われなければならないということを意味するのか。</p> <p>それとも、どちらかが満額受領した手数料等を再配分する（集金事務の一環として）ということが認められるということか。</p>	<p>保険仲立人が、保険募集人等に対して、保険募集の対価として手数料等を支払うことや、保険募集人等が、保険仲立人に対して、保険募集の対価として手数料等を支払うことは、内閣総理大臣の認可を受けない限り、保険業法第 275 条第 3 項に違反するものと考えます。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
72.	V-4-1(2)	<p>保険仲立人と保険代理店が同一契約の共同取扱いを行う場合には、保険仲立人が顧客から保険媒介業務を行うための指名状を取得していたとしても、保険代理店は単なる保険契約の申込手続等の事務処理を行う役割にとどまらず顧客との間で直接やり取りを行うことによって顧客の最善利益を勘案した対応を行うことが求められるという理解でよいか。</p>	<p>保険代理店においても、金サ提供法に基づき、顧客の最善利益を勘案した事項を求められますが、同事項は、個別具体的に判断されるべきものであるため、一概に回答することは困難です。</p>
73.	V-4-1(2)	<p>V-4-1(2)①にて規定される条件下において、保険仲立人と保険募集人が同一契約の共同取扱いを行うことができるようになるとの理解だが、同じ企業グループに属する保険仲立人と保険募集人による共同取扱いも例外ではなく可能との理解でよいか。</p>	<p>同じ企業グループに属する保険仲立人と保険募集人による同一契約の共同取扱いも否定されないと考えますが、同一契約の共同取扱いにあたっては、保険業法等の関係法令等を遵守して行う必要があると考えます。</p>
74.	V-4-1(2)	<p>V-4-1(2)①の名宛人は保険仲立人（又はその保険募集を行う役員若しくは使用人）であるが、ここで求められる事項について、当該事項に関する監督義務は保険会社に帰属しないことを確認したい。</p>	<p>保険仲立人は、保険会社から独立した立場で助言するものであるため、保険会社に保険仲立人の監督義務はありません。</p>
75.	V-4-1(2)	<p>V-4-1(2)①ア. 及びイ. に掲げる事項は、保険媒介業務を行う前に、顧客に対して説明の上同意を得る必要があるとされている。</p> <p>一方、例えば、保険仲立人による媒介業務が開始した後の事情変化によって保険代理店との協業が必要になるケースや、事情変化がないにもかかわらず保険仲立人と保険代理店との役割分担を見直す必要が生じるケース、保険会社が共同取扱を行うことの可否が不明であるケースなど、保険媒介業務を行う前に確定していない、あるいは保険媒介業務中に変更を要することも想定される。</p> <p>このような場合において、事後的な対応となることも考えられるところ、合理的な理由がある場合は、実態に応じて都度、速やかに説明・同意を得ることで足りるか。</p>	<p>原則として、保険媒介業務の前に、顧客及び保険会社の同意を取得する必要があると考えますが、保険媒介業務中において、共同取扱いの必要が生じたり、業務範囲の変更がなされる場合には、共同取扱いの実施や業務範囲の変更の前に、その都度、遅滞なく、顧客及び保険会社に対して説明の上、同意を取得する必要があると考えます。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
76.	V-4-1(2)	<p>保険仲立人は制度上「顧客の代理人」であり、保険代理店は「保険会社の代理人」とされている。</p> <p>立場の異なる保険仲立人と保険代理店において、契約の「分担」を解禁するという点について、現実的にどのような「分担」が想定できるのか教示願いたい。</p>	<p>保険仲立人等と保険募集人等の業務分担の方法については様々なものがあり得るため、一概にお示しすることは困難ですが、例えば、保険契約締結に至るまでの媒介業務等を保険仲立人が行い、保険契約の締結に関連する業務を保険代理店が行うといった、業務分担等を行うことも考えられます。</p>
77.	V-4-1(2)	<p>V-4-1(2)の「共同の行為」について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「保険募集人と・・・同一契約の共同取扱い」 ・「原則として、・・・保険募集事務の一部の引継ぎ又は代行をさせていないか。」 <p>とあえて書き分けているところ、前者は、募集等に係る「共同取扱い」を問題とし（共時的協働）、後者は、（共同していなくても）「引継ぎ」（通時的協働）を問題としていると理解することになるのか。</p> <p>今般、「共同取扱い」は解禁されたのに、「保険募集事務の一部の引継ぎ又は代行」は解禁されていないのはなぜか。</p>	<p>保険募集の再委託は、保険業法第 275 条第 3 項に基づき、内閣総理大臣の認可を受けない限り、禁止されている行為です。</p> <p>「保険募集事務の一部の引継ぎ又は代行」は、保険募集に該当するような事務手続きを委託すること、すなわち、「保険募集の委託」の一類型であり、保険募集の再委託に該当する場合は、顧客の同意があっても認められません。</p>
78.	V-4-1(2)	<p>V-4-1(2)①ア. においては、保険仲立人に対して「保険仲立人等と保険募集人等における立場の違い」について説明と顧客同意の取得が求められている。</p> <p>現行法下、「自己の立場に関する事項について」の交付が保険仲立人に求められ、記載事項も定められている（保険業法第 294 条第 4 項、保険業法施行規則第 227 条の 3）。この書面の交付をもって協業においても立場の違いの説明により顧客の同意を得ているものと理解する。また、協業しようとする保険契約の媒介に関して顧客が交付する指名状は顧客の同意の証左でもある。</p> <p>したがって、ここで改めて二重に書面等の交付などが義務付けられるものではないと理解するが良いか。</p>	<p>保険仲立人は、保険募集人との協業を行うに当たっては、保険仲立人と保険募集人等との間の損害賠償責任の明確化の観点から、従来の説明のみならず、保険募集人等との立場の違いについて顧客が明確に認識できるよう、業務分担割合等も含め、書面等の方法で行う必要があると考えます。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
79.	V-4-1(2)	<p>V-4-1(2)①ア. において、顧客に説明し、同意を得る事項として「保険仲立人等と保険募集人等における立場の違い」が掲げられているが、顧客から委託を受けた保険仲立人と保険会社の代理である代理店の立場の違いだけでなく、立場の違いに由来する権限の違い（契約締結権、告知受領権、保険料領収権等）も説明する必要はないか。</p>	<p>立場の違いには、顧客の誤認防止を図る観点から、立場の違いに由来する権限の違いについても、説明を行うことが望ましいと考えます。</p>
80.	V-4-1(2)	<p>V-4-1(2)①イ. に関して、保険仲立人が保険募集人等との間で合意した業務分担の内容に従い、いずれかが保険募集にあたって必要となる法令上の行為規制にかかる義務（情報提供、意向把握等）を果たした場合、もう一方はその義務が免除されると考えてよいか。</p> <p>また、このようなケースで保険募集上の過失により顧客に損害が発生した場合、それに対する法律上の賠償責任については、基本的には業務分担の内容に従い、原因となる行為を行った主体に帰属するものと考えてよいか。</p>	<p>保険仲立人又は保険募集人が、単独で実施した行為に関する責任は、各自で責任を負うものと考えます。</p> <p>また、法令上の義務や損害賠償責任の主体については、個別具体的な事案に即して判断されるため、保険仲立人又は保険募集人が法令上の義務を果たしたことをもって、直ちにもう一方の義務や損害賠償責任が免除されることにはならないと考えます。</p>
81.	V-4-1(2)	<p>V-4-1(2)①イ. に関して、保険仲立人が保険募集人との「同一契約の共同取扱い」において、例えば商品説明等の情報提供を両者が共同で行った場合、説明に瑕疵があった際の責任の所在が不明確になるといったことが懸念される。</p> <p>これを防止するため、例えば保険仲立人が保険募集人と同一の募集工程を共同で担わない等、その業務上の責任関係を明確化する必要があると考えるがいかか。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p> <p>なお、御指摘の業務を共同で行った場合であっても、事前に業務の分担を可能な限り明確化することで、責任関係の明確化に資すると考えます。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
82.	V-4-1(2)	<p>V-4-1(2)②において、「保険募集人等は、事前に、保険会社等に対して、保険仲立人等との間で合意した業務分担の内容を説明の上、同意を取得しているか。」とあるが、ここでいう「事前に」とは、同(2)①にある「保険媒介業務を行う前に」との対比で考えれば、「保険募集業務を行う前に」を意味するものとして理解して良いか。</p>	<p>保険募集人等は、同一契約の共同取扱いに係る保険募集を行う前に、保険会社等から同意を得る必要があると考えます。</p>
83.	V-4-1(2)	<p>V-4-1(2)②にある「顧客から事前に同意を取り付ける」のはもちろん必要であり妥当なことと考える。他方、保険募集人等が、保険会社に通知・説明するというのが妥当であって「同意を取る」というのは、顧客本位ではないと考える。</p> <p>今般の保険業法の方向性として、保険仲立人はもちろんのこと、大型の乗合代理店等も独立した責任ある組織体として行政により直接的に監督していこうとの流れがあると理解している。</p> <p>その保険代理店と保険仲立人が、顧客の利益のために協業しようとする時に、保険会社の同意を必要とした場合、保険会社に拒否権を持たせることになり、保険仲介業の自立性が害されることになる懸念が生じる。</p> <p>ここでは保険会社からの同意取得でなく、「保険会社への通知」とすべきだと考えるが、いかがか。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p> <p>なお、同一契約の共同取扱いを行う場合には、顧客の誤認防止や、保険会社が保険募集人等の業務を適切に把握する観点から、保険会社の事前同意が必要と考えます。</p>
84.	V-4-1(2)	<p>V-4-1(2)②により、保険募集人等が、保険仲立人等と「同一契約の共同取扱い」を行う場合には、保険募集人等は、事前に、保険会社等に対して、保険仲立人等との間で合意した業務分担の内容（想定される業務量や業務分担割合も含む）を説明のうえ、同意を取得する、とある。</p> <p>この際、「同一契約の共同取扱い」の可否は、保険会社はその引受方針等に照らして判断することによいか。</p>	<p>保険会社が、保険募集人等の「同一契約の共同取扱い」の同意を行うにあたっては、保険募集人等の想定される業務量や業務分担割合が明確になっているかといった観点や、保険会社の引受方針等を踏まえながら、判断することになると考えます。</p> <p>なお、保険会社は、共同取扱いであるという理由のみで拒否することなく、保険契約の共同取扱いという選択肢が、顧客への最適な保険商品の提供に資するよう、態勢整備等に取り組むことが望ましいと考えます。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
85.	V-4-1(2)	<p>V-4-1(2)②に関して、保険会社は、保険募集人等から保険仲立人等を行う同一契約の共同取扱いについての同意を求められた場合、対応に係るコスト等を理由として、同意をしない又は一定の条件を付けるという対応をしてよいか。</p> <p>例えば、保険募集人等と保険仲立人等が共同取扱いを行う契約について、保険仲立人等が顧客から、保険募集人等が保険会社等から、それぞれ手数料を受領する場合、正しく保険料を算出し計上するには、保険会社等において、社内規定の整備やシステム手当て等が必要と考えられる。</p> <p>こうした対応に係るコスト等を考慮した上で、保険会社等の判断で、それらの契約を引き受けないことも認められるという理解でよいか。</p>	<p>保険会社においては、システム手当て等のコストも踏まえ、共同取扱いの契約の引受けの可否を判断することもあり得ると考えますが、保険会社は、保険契約の共同取扱いができるように、社内規程の整備やシステム手当て等の態勢整備をしていくことが望ましいと考えます。</p>
86.	V-4-1(2)	<p>V-4-1(2)②には、保険募集人等が、保険仲立人等と「同一契約の共同取扱い」を行う場合には、保険募集人等は、事前に、保険会社等に対して、保険仲立人等との間で合意した業務分担の内容（想定される業務量や業務分担割合も含む）を説明の上、同意を取得する、とある。</p> <p>ここでいう「事前に」とは、保険会社として「同一契約の共同取扱い」を行うことの可否を判断するにあたり必要十分な期間を確保すべきものと理解してよいか。</p>	<p>保険募集人等は、保険会社等が適切に同意の有無を検討できるような措置を講じた上で、速やかに同一契約の共同取扱いの同意を求めることが望ましいと考えます。</p> <p>また、保険会社等は、保険募集人等から同一契約の共同取扱いの同意を求められた場合には、速やかに同意の有無を検討のうえ、応答することが望ましいと考えます。</p>
87.	V-4-1(2)	<p>V-4-1(2)②には、保険募集人等が、保険仲立人等と「同一契約の共同取扱い」を行う場合には、保険募集人等は、事前に、保険会社等に対して、保険仲立人等との間で合意した業務分担の内容（想定される業務量や業務分担割合も含む）を説明の上、同意を取得する、とある。</p>	<p>貴見のとおりですが、保険会社は、協業を行うにあたっては、顧客被害等が生じないように、保険募集人等を適切に監督する必要があると考えます。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>合意した協業の内容は保険仲立人と保険募集人との合意事項であることから、保険会社は保険募集人に対する一般的な管理監督責任を負えば足り、実際にそのとおりに分担されたか否か等、業務の進捗管理の主体ではないことを確認したい。</p>	
88.	V-4-1(2)	<p>V-4-1(2)②には、保険募集人等が、保険仲立人等と「同一契約の共同取扱い」を行う場合には、保険募集人等は、事前に、保険会社等に対して、保険仲立人等との間で合意した業務分担の内容（想定される業務量や業務分担割合も含む）を説明の上、同意を取得する、とある。</p> <p>保険会社等が保険仲立人等と「同一契約の共同取扱い」を行う場合には、保険会社等の部門間において、保険仲立人等との間で合意した業務分担の内容を必要に応じて共有・確認することでよいか。</p>	<p>保険会社等と保険仲立人が「同一契約の共同取扱い」を行う場合には、各保険会社の判断において、保険仲立人との間で合意した業務分担の内容を、保険会社の内部で適切に共有のうえ、確認することが望ましいと考えます。</p>
89.	V-4-1(2)	<p>保険会社等が保険仲立人等と保険募集人の共同取扱を同意するにあたり、業務分担の内容の適切性を判断する上での具体的な基準はあるか。</p> <p>もしくは今後、何らかの基準等は示される予定か。</p>	<p>業務分担の適切性については、想定される業務量や業務分担割合等を踏まえて、各保険会社等において個別具体的に判断されるべき事項であるため、一概に回答することは困難です。</p>
90.	V-4-1(2)	<p>V-4-1(2)②の（注）書きにおいて、「顧客又は保険会社等が、業務分担の内容を確実に認識できるような措置を適切に講じる必要がある。」とあるが、具体的にはどのような措置が必要となるのか。</p>	<p>監督指針改正案に記載のとおり、文書等で同意を取得することが必要であると考えます。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
91.	V-4-1(2)	<p>V-4-1(2)③において保険仲立人等と金融サービス仲介業者との間では「同一契約の共同扱い」を、同(2)⑤において保険募集人等と金融サービス仲介業者との間でも「同一契約の共同扱い」を許容しないことになっている。</p> <p>「同一契約の共同扱い」を許容しないのであれば、「保険募集事務の一部の引継ぎ又は代行」も許容する必要はない。</p> <p>しかし、保険仲立人と保険募集人との間では今般「同一契約の共同扱い」が許されるのだから、両者間での「保険募集事務の一部の引継ぎ又は代行」は実態的且つ効率的な実務において必要なものである。</p> <p>同(2)④及び⑥でこれらが「原則として」禁止されているが、制度改正の主旨や目的に沿って協業を行うにあたっては「顧客の同意がある場合」であってそうした「協業に伴う保険募集事務の一部の引継ぎ又は代行」として「例外」に該当し禁止されるものではないと理解して良いか。</p>	<p>保険募集の再委託は、保険業法第 275 条第 3 項に基づき、内閣総理大臣の認可を受けない限り、禁止されている行為です。「保険募集事務の一部の引継ぎ又は代行」は、保険募集に該当するような事務手続きを委託すること、すなわち、「保険募集の委託」の一類型であり、保険募集の再委託に該当する場合は、顧客の同意があっても認められません。</p>
92.	V-4-1(2)	<p>V-4-1(2)③では、保険仲立人は、なぜ、(保険募集人との関係とは異なり)「金融サービス仲介業者(顧客からの委託を受けて保険媒介業務を行う場合を除く)」との関係では「共同取扱い」が禁止されているのか。</p>	<p>今般の監督指針改正案は、金融審議会「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」報告書における「保険仲立人の国内外の豊富なネットワークや専門的知見を活用し、顧客企業等に対して、より適切な保険プログラムの提供が可能となるよう、保険仲立人と保険代理店等の協業を認めるべき」との提言を受けて、保険仲立人と保険会社等又は保険募集人との協業(同一契約の共同取扱い)を認めるものであり、金融サービス仲介業者との協業を新たに認めるものではありません。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
93.	V-4-1(2)	<p>V-4-1(2)④及び⑥においては、「保険募集事務の一部の引き継ぎ又は代行」は不可とされている。</p> <p>保険募集の一連の業務の行程において保険募集事務はその一部を構成しているものと理解するが、保険募集の一連の行程の中で「保険募集事務」にあたらぬ行程、例えば保険プログラムの設計などのように事務にあたらぬ行程については、同(2)④及び⑥においても不可とはならないものと解してよいか。</p>	<p>「保険募集に該当しない事務手続き」は、様々なものがあり得るため、一概にお示しすることは困難ですが、例えば、保険仲立人が保険募集人に対し、募集関連行為等といった事務手続きを委託することは許容されるものと考えます。</p> <p>なお、保険仲立人が、保険募集人等に対して、保険募集を委託することや、保険募集人等が、保険仲立人に対して、保険募集を委託することは、内閣総理大臣の認可を受けない限り、保険業法第275条第3項に違反するものと考えます。</p>
94.	V-4-1(2)	<p>V-4-1(2)④並びに⑥における規制の対象と趣旨について、明確化をお願いしたい。保険募集行為の一部を他社へ引き継ぐこと、もしくは代行させることは、具体的にどのような行為を念頭に、またどのような趣旨によって規制の対象とするのか。</p> <p>例えば V-4-1(2)⑥において、保険募集人等が保険募集にかかる一連の行為のうち、顧客ニーズやリスク状況の確認といった、提案する保険契約の条件（補償内容や保険料）を決定するために必要な行為について一部または全部を完了した段階で、顧客の意向により、かつ保険会社の同意のもと、仲介者を当該保険募集人等から保険仲立人等に変更する、ということが実務的に発生し得る*1。</p> <p>このような場合において、一部または全部が完了したそれらの行為の成果物*2を、保険募集人等から保険仲立人に対して引き渡すよう、顧客が保険募集人等に要求し、保険募集人等および保険会社が同意した場合、これら成果物を引き渡す行為は「保険募集事務の一部の引き継ぎ又は代行」には該当しないと考えているが、その理解でよいか。</p> <p>時間的制約や顧客側の労力が二重にかかることを回避する目的から、当該行為を顧客が要求することがあり得るため、明確化を目的に照会させていただくものである。</p>	<p>保険募集の再委託は、保険業法第275条第3項に基づき、内閣総理大臣の認可を受けない限り、禁止されている行為です。「保険募集事務の一部の引き継ぎ又は代行」は、保険募集に該当するような事務手続きを委託すること、すなわち、「保険募集の委託」の一類型であり、保険募集の再委託に該当する場合は、顧客の同意があっても認められません。</p> <p>なお、「保険募集事務の一部の引き継ぎ又は代行」に該当するかについては、保険募集への該当性に係るⅡ-4-2-1(1)②ア.及びイ.等も踏まえて総合的に判断する必要があると考えます。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>*1 既存の保険契約が保険代理店による仲介のもと手配されており、当該保険契約の満期更改の仲介者を保険仲立人に変更する、ということのごく普通に発生し得る。また、仲介者を保険仲立人に変更するという顧客の意思決定がなされる前に、既存の仲介者である保険代理店が満期更改に向けて、それらの必要な行為の一部又は全部を完了させているという状況はごく普通に発生し得る。</p> <p>*2 例えば物件調査レポートや物件明細の作成等、保険料見積もりのために必要な情報を整備した資料等が該当する。</p>	
95.	V-4-1(2)	<p>V-4-1(2)にいう「保険募集事務の一部の引継ぎ又は代行」とは具体的にどのような業務範囲か。</p> <p>「共同取り扱い」との違いはどのような点か。</p>	<p>保険募集の再委託は、保険業法第275条第3項に基づき、内閣総理大臣の認可を受けない限り、禁止されている行為です。</p> <p>「保険募集事務の一部の引継ぎ又は代行」は、保険募集に該当するような事務手続きを委託すること、すなわち、「保険募集の委託」の一類型であり、保険募集の再委託に該当する場合は、顧客の同意があっても認められません。</p>
96.	V-4-1(2)	<p>保険仲立人は、顧客から媒介に関わる手数料等を直接受領できるようになった。</p> <p>このサービスの提供において、保険仲立人が当該顧客の同意の下、保険募集人（保険代理店）と協業した場合、顧客は代理店に保険仲立人同様に手数料を支払うことができるのか。</p> <p>できるとなると、代理店は顧客から手数料を受領することになり、制度上矛盾を抱えることになるのではないかと危惧するが、いかがか。</p>	<p>保険募集人等が収受する手数料は、保険料に内包されているため、顧客から受領することはできないものと考えます。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
97.	V-4-1(2)	<p>手数料の開示に関連して、保険仲立人は顧客から求められたときは手数料を開示しなければならないが（保険業法第 297 条）、保険募集人（保険代理店）には開示義務がない。</p> <p>同一契約の共同取扱いを行う場合、保険仲立人が手数料水準を開示し、保険募集人がこれを行わないことは、顧客への説明上、不均衡、不十分ではないか。保険募集人にも開示義務を課すべきではないか。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>